

「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」等の概要について

1 改正等の趣旨

本年6月に成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成26年法律第74号。以下「改正法」という。）による出入国管理及び難民認定法の改正のうち、平成27年1月1日及び同年4月1日から施行される措置に関して、「出入国管理及び難民認定法施行規則」等の関係する法務省令について所要の規定を整備するものである。

2 改正等の概要

(1) 改正法を受けた省令整備

ア 在留資格「高度専門職第一号」, 「高度専門職第二号」の創設に伴う関係規定の整備

- ・ 「高度専門職」の要件を規定【高度専門職省令】
- ・ 「高度専門職第一号」での上陸基準を規定【上陸基準省令】
- ・ 「高度専門職第二号」への変更許可基準を規定【変更基準省令】
- ・ 「高度専門職第一号」の在留期間を5年, 「高度専門職第二号」の在留期間を無期限とする【施行規則】
- ・ 申請書類, 代理人の範囲等を規定【施行規則】

イ 在留資格「経営・管理」, 「技術・人文知識・国際業務」, 「留学」に係る関係規定の整備

- ・ 申請書の様式や提出書類等を改正【施行規則】
- ・ 留学については, 小中学生を受け入れる基準（監護人, 寄宿舍の確保等）を追加【上陸基準省令】

ウ 船舶観光上陸許可に係る関係規定の整備

改正法により, クルーズ船に係る船舶観光上陸許可制度が設けられたことから, 手続の細則を規定【施行規則】

エ 乗客予約記録（PNR）の報告に係る関係規定の整備

改正法により, 乗客予約記録（PNR）の報告に係る規定が設けられたことから, 具体的な報告事項や報告方法など手続の細則を規定【施行規則】

(2) 規制改革実施計画等に対応するための改正（経営・管理）

- ・ 在留資格「経営・管理」（現在の「投資・経営」）の現行基準では, 事業の規模要件として「2人以上の常勤職員の雇用」を定めているところ, 基準を明確化して整理【上陸基準省令】
- ・ 規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）の「日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制

の見直し」に対応するため、起業目的で上陸する者の提出書類、在留期間について規定【施行規則】

(3) 建設分野における外国人材活用に係る緊急措置の実施に必要な改正

特定監理団体（注）の職員も、在留資格変更申請及び在留期間更新申請に係る申請取次を行えるようにするために、必要な規定を整備【施行規則】

（注）外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第822号）の第2の4に規定される「特定監理団体」

3 今後の予定

公布日：平成26年12月中旬

施行日：平成27年4月1日（一部規定は、同年1月1日又は2月1日）

※ 省令名の略称については以下のとおり。

①施行規則：出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）

②上陸基準省令：出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）

③変更基準省令：出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令（平成21年法務省令第51号）

④高度専門職省令：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄を定める省令（新省令）

出典：「行政手続のオンライン利用の推進」（総務省）